

2019年6月1日
株式会社イノアック住環境
経営管理課 人事総務係

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」

期間：2019年6月1日～2024年5月31日までの5年間

【目標1】

計画期間内に年次有給休暇取得日数を次の水準以上とする。

4月1日時点で年次有給休暇残日数が10日以上ある社員の年次有給休暇取得日数を翌年3月31日時点で1人あたり平均年間9日以上取得とする。

〈計画〉

2019年6月～有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめ等による取得推進のための取組み開始

【目標2】

2019年8月までに、所定外労働を削減するため職場単位で月1回以上のノー残業デーを設定、実施する。

〈計画〉

2019年6月～ 所定労働時間の現状を把握

2019年7月～ 管理職及び一般社員への周知

2019年8月～ 職場単位での月1回以上のノー残業デーの実施